#### 平成31年4月1日開始

### ちちぶ定住自立圏事業

# **建筑是新亚**@自主运输音呢 公典交通機関即用等を

# 







(イラストはイメージです)

運転免許証返納者に公共交通機関の利用機会を提供し、また生活移動 手段の一助とするため、利用券 6,000 円分(100 円券×60 枚綴り) を 1回に限り交付します。

#### 利用できる公共交通機関

秩父鉄道、西武観光バス、秩父タクシー協会所属のタクシー、 秩父市営バス、皆野町営バス、小鹿野町営バス

#### 利用券を受け取るには…

運転免許証返納時に警察署または運転免許センターから発行される 「申請による運転免許の取消通知書」と返却された「穴の開いた運転 免許証」を持参し、裏面問い合わせ先に記載されたそれぞれお住いの 担当窓口にて手続きしてください。

## 使用方法 ※西武鉄道、横瀬町ブコーさん号は利用できません

#### ●秩父鉄道 (西武鉄道は取り扱い検討中)

各駅の窓口にて、目的地までの普通乗車券を購入し、必要金額分の利用券をご利用ください。

なお、無人の場合は着駅の清算時にご利用ください。

#### ●西武観光バス

西武秩父駅前にある秩父営業所にて、バス回数券購入時に、必要金額 分の利用券をご利用ください。 (裏面に続く)

#### ●秩父タクシー協会所属のタクシー

料金支払い時に利用券と現金を併せてご利用ください。

#### ●秩父市営バス

料金支払い時に利用券をご利用ください。

#### ●皆野町営バス、小鹿野町営バス

バス回数券購入時に、必要金額分の利用券をご利用ください。

・購入場所: 皆野町営バス(皆野町役場総務課)

小鹿野町営バス (小鹿野町役場両神庁舎おもてなし課)

#### 注意事項

- ・利用券は、運転免許証を自主返納された方に対して1回限り交付します。
- ・利用券は、交付を受けた本人のみが使用するものとし、第三者に貸与、 譲渡できません。
- ・利用券に記載された有効期限内にご利用ください。
- 利用の際は、おつりは出ません。
- 利用券の再発行はできません。
- ・次のいずれかに該当すると認められた場合は、利用券の交付決定を取り消し、またはすでに交付した利用券の全部もしくは一部返還を命じます。
  - ①秩父地域(1市4町)外へ転出し、または死亡したとき。
  - ②運転免許証の再取得を行ったとき。
  - ③偽りその他不正な手段により、利用券の交付を受けたとき。
  - ④利用券の交付決定の内容に違反したとき。

#### 問い合わせ先

ご不明な点等がございましたら、お問い合わせください。

○秩父市役所 市民生活課 ☎26-1133

○横瀬町役場 まち経営課 ☎25-0112

○皆野町役場 総 務 課 ☎62-1231

○長 瀞 町 役 場 企画財政課 ☎66-3111

○小鹿野町役場 総合政策課 ☎75-1238

#### 定住自立圏とは…



全国的に人口減少や少子高齢化が見込まれていますが、 周辺の市や町が協力して行政サービスを行うことにより、 安心して暮らせる地域をつくる政策です。

生活に必要な医療や雇用、交通などの機能を、市や町が 役割分担しながら支えていくことで安心して住み続けて いける地域づくりを目指します。